

2019年7月11日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第490号）

国家発展改革委員会、商務部、 全国・自貿区ネガティブリストを改定 参入規制緩和に一層の注力を

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会、商務部は、2019年6月30日付で『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第25号、以下『2019年版全国ネガティブリスト』という）、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第26号、以下『2019年版自貿区ネガティブリスト』という）を公布しました。それぞれ、全国と自由貿易試験区（以下「自貿区」という）において適用される外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記しています。

□ 全国では、資源・サービスなどの分野を軸に参入規制をさらに緩和

『2019年版全国ネガティブリスト』は、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第18号、以下『2018年版全国ネガティブリスト』という）¹を改定し、参入規制・禁止事項を48項目から40項目に削減しました。

『2018年版全国ネガティブリスト』と比べて、今回の改定では各産業における参入規制の緩和を一段と進めており、関連の対外開放措置は、資源・製造・サービス業などの分野に及びます（図表1を参照）。このうち2018年に自貿区にて先行試行された石油・天然ガスの探査・開発や、公演・イベント関連運営機関に係る開放措置については、今回、全国にて実施されることとなりました。

¹ 『2018年版全国ネガティブリスト』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第470号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

【図表1】『全国ネガティブリスト』の改定前後比較

分野	2018年版	2019年版	変更点
採掘業	<ul style="list-style-type: none"> ✓石油、天然ガス（炭層ガスを含む、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く）の探査、開発は合弁、合作に限る ✓タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資を禁止する ✓レアアースの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する ✓放射性鉱物の探査、採掘および選鉱への投資を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓石油、天然ガスの探査等は合弁、合作に限定されるところの制限を撤廃 ✓モリブデンや、錫、アンチモン、蛍石の探査等への投資制限を撤廃
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ✓宣紙、墨の生産への投資を禁止する 	—	✓撤廃
電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	<ul style="list-style-type: none"> ✓人口50万人以上の都市における都市ガス、熱と給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓人口50万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓都市ガス、熱供給網整備事業への投資制限を撤廃
交通運輸、倉庫保管および郵政業	<ul style="list-style-type: none"> ✓国内の船舶代理会社は中国側が持分支配しなければならない 	—	✓撤廃
情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ✓電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引を除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターへの投資制限を撤廃
水利、環境および公共施設管理業	<ul style="list-style-type: none"> ✓国が保護する中国原産の野生動物資源に対する開発への投資を禁止する 	—	✓撤廃
文化、スポーツおよび娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ✓映画館の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない ✓公演・イベント関連運営機関は中国側が持分支配しなければならない 	—	✓撤廃

（『2019年版全国ネガティブリスト』改定の説明などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 自貿区は、全国と足並み揃えつつも先行実施で手探り続く

『2019年版自貿区ネガティブリスト』は、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第19号、以下『2018年版自貿区ネガティブリスト』という）²に対して改定を行い、**参入規制・禁止事項を45項目から37項目に削減**しました。『2019年版自貿区ネガティブリスト』の改定内容は基本的に『2019年版全国ネガティブリスト』の内容と一致したものとなっていますが、自貿区では、それに加え水産物の捕獲への外資参入や、出版物の印刷への外資過半出資も解禁されました（図表2を参照）。外資参入への規制緩和について、自貿区は引き続き全国と歩調を合わせつつ、一方で様々な対外開放措置の先行実施により、全国に導入可能な経験の蓄積に

² 『2018年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第470号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

向けて、「試験田」としての役割を果たすことができると見られます。

【図表2】『自貿区ネガティブリスト』の改定前後比較

分野	2018年版	2019年版	変更点
農林水産業	✓ 中国の管轄海域および内陸水域における水産物の捕獲への投資を禁止する	—	✓ 撤廃
採掘業	✓ タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査、採掘への投資を禁止する ✓ レアアースの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する（許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する） ✓ 放射性鉱物の探査、採掘および選鉱への投資を禁止する	✓ レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する（許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する）	✓ モリブデンや、錫、アンチモン、螢石の探査等への投資制限を撤廃
製造業	✓ 出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない ✓ 宣紙、墨の生産への投資を禁止する	—	✓ 撤廃
電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	✓ 人口 50 万人以上の都市における都市ガス、熱と給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない	✓ 人口 50 万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない	✓ 都市ガス、熱供給網整備事業への投資制限を撤廃
交通運輸、倉庫保管および郵政業	✓ 国内の船舶代理会社は中国側が持分支配しなければならない	—	✓ 撤廃
情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	✓ 電信会社：中国が WTO 加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は 50%を超えず（電子商取引を除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない（且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する公司でなければならない）。上海自貿区の従来の地域（28.8 平方キロメートル）における試行政策はすべての自貿区に拡大して執行する	✓ 電信会社：中国が WTO 加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は 50%を超えず（電子商取引、 <u>国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンター</u> を除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない（且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する公司でなければならない）。上海自貿区の従来の地域（28.8 平方キロメートル）における試行政策はすべての自貿区に拡大して執行する	✓ 国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターへの投資制限を撤廃
水利、環境および公共施設管理業	✓ 国が保護する中国原産の野生動物資源に対する開発への投資を禁止する	—	✓ 撤廃
文化、スポーツおよび娯楽業	✓ 映画館の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。（映画の放映は、中国政府が規定する国産映画と輸入映画の放映時間の比率に合致しなければならない。放映単位による国産映画の年間放映時間は年間放映時間合計の3分の2を下回ってはならない	—	✓ 撤廃

（『2019年版自貿区ネガティブリスト』改定の説明などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

李克強首相は7月2日、大連で開催された夏季ダボス会議の開幕式において、金融とサービス分野の市場開放を加速させるとしたうえで、自動車製造業の参入制限の緩和を進めることにも言及しました。

『2019年版全国ネガティブリスト』および『2019年版自貿区ネガティブリスト』では、2018年版に続いて証券会社や、資産運用会社、先物取引会社、生命保険会社への外資出資比率の制限を2021年に撤廃すると明記しています。これについて、李首相は同開幕式で上記金融部門への外資出資規制を予定より1年前倒しし2020年に撤廃する旨を明らかにしました。政府は米中貿易協議の再開や、国内経済の下支えを念頭に、保護主義とは一線を画すとし、対外開放加速をアピールする姿勢を明確に示しました。このため、今後も外資参入規制緩和の動きには注意が必要と言えるでしょう。

『2019年版全国ネガティブリスト』および『2019年版自貿区ネガティブリスト』は2019年7月30日より施行されます。これに伴い、『2018年版全国ネガティブリスト』、『2018年版自貿区ネガティブリスト』は同時に廃止されます。

『2019年版全国ネガティブリスト』および『2019年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および12ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**中華人民共和国国家発展改革委員会、
中華人民共和国商務部令
第 25 号**

『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』は党中央、国务院の同意を経て、ここに公布し、2019年7月30日より施行する。2018年6月28日付で国家発展改革委員会、商務部が公布した『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』は同時に廃止する。

国家発展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2019年6月30日

**外商投資参入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2019年版）
説明**

- 1、 『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『外商投資参入ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資参入に係る特別管理措置を列記する。『外商投資参入ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
- 2、 『外商投資参入ネガティブリスト』は一部の分野に対し参入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその参入規制を撤廃もしくは緩和する。
- 3、 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
- 4、 国外投資家は『外商投資参入ネガティブリスト』における外商投資を禁止する分野へ投資してはならない。『外商投資参入ネガティブリスト』における投資非禁止分野への投資にあたって、外資参入に対する許可を申請しなければならない。持分要求を有する分野への投資にあたって、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
- 5、 国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分支配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収し、外商投資プロジェクトと企業設立および変更登記事項に係る場合、現行の規定に基づき取り扱う。

- 6、 『外商投資参入ネガティブリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
- 7、 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡兩岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。自由貿易試験区等の特殊経済区域において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置を実施する場合、関連規定に基づき執行する。
- 8、 『外商投資参入ネガティブリスト』は発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域および内陸水域における水産物の捕獲への投資を禁止する。
2、採掘業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。
3、製造業	
6	出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。
7	放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止する。
8	漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
9	特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することができる。（2020年に商用車製造に係る外資の持分比率に対する制限を撤廃する。2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することができる制限を撤廃する）
10	衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
11	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
12	人口50万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業	
13	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業	

14	国内の水運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。
15	公共航空運輸会社は必ず中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。
16	一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない、このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。
17	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。
18	航空交通管制への投資を禁止する。
19	郵便会社、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
20	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない。
21	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く）。
8、金融業	
22	証券会社における外資の持分比率は51%を超えず、資産運用会社に係る外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
23	先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
24	生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない。（2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する）
9、リースおよびビジネス・サービス業	
25	中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
26	市場調査は合併、合作に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
27	社会調査への投資を禁止する。
10、科学研究および技術サービス業	
28	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
29	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
30	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区画境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
11、教育	
31	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。
32	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
12、衛生および社会事業	
33	医療機関は合併、合作に限る。
13、文化、スポーツおよび娯楽業	
34	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
35	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
36	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。
37	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。
38	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。
39	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。
40	文学・芸術公演団体への投資を禁止する。

中華人民共和国国家発展改革委員会、
中華人民共和国商務部令
第 26 号

『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』は党中央、國務院の同意を経て、ここに公布し、2019年7月30日より施行する。2018年6月30日付で國務院弁公庁が公布した『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』は同時に廃止する。

国家発展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2019年6月30日

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2019年版）
説明

- 1、 『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『自貿試験区ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資参入に係る特別管理措置を列記し、自由貿易試験区において適用する。『自貿試験区ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
- 2、 『自貿試験区ネガティブリスト』は一部の分野に対し参入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその参入規制を撤廃もしくは緩和する。
- 3、 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
- 4、 国外投資家は『自貿試験区ネガティブリスト』における外商投資を禁止する分野へ投資してはならない。『自貿試験区ネガティブリスト』における投資非禁止分野への投資にあたって、外資参入に対する許可を申請しなければならない。持分比率の要求を有する分野への投資にあたって、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
- 5、 国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分支配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収し、外商投資プロジェクトと企業設立および変更登記事項に係る場合、現行の規定に基づき取り扱う。

- 6、 『自貿試験区ネガティブリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
- 7、 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡兩岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国と関連国家が署名した自由貿易区協定と投資協定、我が国が参加した国際条約において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。
- 8、 『自貿試験区ネガティブリスト』は発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2019年版)

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産に係る中国側の持分比率は34%を下回らない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
2、採掘業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。（許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する。）
3、製造業	
5	漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
6	特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することができる。（2020年に商用車製造に係る外資の持分比率に対する制限を撤廃する。2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することができる制限を撤廃する）
7	衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
8	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
9	人口50万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業	
10	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業	
11	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。（且つ中国籍の船舶もしくは船腹の経営もしくはチャーター等の方式で形を変えて、国内での水路運輸業務およびその他補助業務を経営してはならない。水路運輸の経営者は外国籍の船舶を使用して国内での水路運輸業務を営営してはならないが、中国政府の許可を経て、国内においてそれが申請する運輸の要求を満たすことができる中国籍の船舶がなく、且つ船舶が停泊す

	る港湾もしくは水域が対外的に開放されている港湾もしくは水域である場合、水路運輸の経営者は中国政府が規定する期限もしくは運行回数内において、一時的に外国籍の船舶を使用して中国の港湾間での海上運輸と曳航を経営することができる。)
12	公共航空運輸会社は中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。(中国公共航空運輸企業のみが国内の航空サービスを経営することができ、合わせて中国指定キャリアとして定期と不定期の国際航空サービスを提供する。)
13	一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない、このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による実質的支配に限る。
14	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に支配しなければならない。
15	航空交通管制への投資を禁止する。
16	郵便会社(および郵便サービスの経営)、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
17	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず(電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く)、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない(且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない)。上海自貿試験区の従来の地域(28.8平方キロメートル)における試行政策はすべての自貿試験区に拡大して執行する。
18	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営(音楽を除く)、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する(上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く)。
8、金融業	
19	証券会社における外資の持分比率は51%を超えず、資産運用会社における外資の持分比率は51%を超えない。(2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する)
20	先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない。(2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する)
21	生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない。(2021年に外資の持分比率に対する制限を撤廃する)
9、リースおよびビジネス・サービス業	
22	中国の法律事務(中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く)への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。(外国の法律事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出ことができ、且つ中国の資格を持つ弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない。もし中国において代表機構、派遣・駐在代表を設立する場合、中国の司法・行政部門の許可を経なければならない。)
23	市場調査は合併、合作に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
24	社会調査への投資を禁止する。
10、科学研究および技術サービス業	
25	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
26	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
27	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
11、教育	
28	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない(校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し(且つ中国国内において定住する)、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない)。(外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関(非学制類の職業技能研修を含まず)を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。)
29	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
12、衛生および社会事業	
30	医療機関は合併、合作に限る。
13、文化、スポーツおよび娯楽業	

31	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。（外国の報道機関は、中国国内において常駐報道機関を設立、中国に常駐特派員を派遣する場合、中国政府の批准を経なければならない。外国の通信社は中国国内においてニュースに係るサービス業務を提供する場合、中国政府が審査・批准をしなければならない。中外報道機関による業務の合作は、中国側が主導し、且つ中国政府の批准を経なければならない。）
32	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（但し中国政府の批准を経て、合作の中国側の経営主導権と内容最終審査権を確実に保証し、合わせて中国政府が承認回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位はニュース出版に係る中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の批准を経ていない場合、中国国内における金融情報サービスの提供を禁止する。）
33	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。（国外衛星チャンネルの国内放送に対して審査・批准制度を実行する。）
34	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。（国外の映画・テレビドラマの輸入と衛星伝送方式によるその他国外のテレビ番組の輸入は国家広播電視総局が指定する単位が申告する。中外合作により制作するテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行する。）
35	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。（但し批准を経て、中外企業が合作して映画を撮影することを許可する。）
36	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。（動かすことのできない文物および国家が出国を禁止する文物の外国人への譲渡、抵当、貸出を禁止する。無形文化遺産に係る調査機関の設立と経営を禁止する。国外の組織もしくは個人は中国国内において無形文化遺産の調査および考古調査、探査、発掘を行う場合、中国と合作する形式を採用し、合わせて専門の審査・批准許可を経なければならない。）
37	文学・芸術公演団体は中国側が持分支配しなければならない。

(中国語原文)

**中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部令
第 25 号**

《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2019年7月30日起施行。2018年6月28日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰

商务部部长：钟山

2019年6月30日

**外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2019年版）
说明**

- 一、 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、 《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、 境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、 境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《外商投资准入负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。
- 六、 《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。

七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。

八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释

外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）

序号	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业	
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
二、采矿业	
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。
三、制造业	
6	出版物印刷须由中方控股。
7	禁止投资放射性矿产冶炼、加工，核燃料生产。
8	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
9	除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020年取消商用车制造外资股比限制。2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
10	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	
11	核电站的建设、经营须由中方控股。
12	城市人口50万以上的城市供排水管网的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业	
13	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
六、交通运输、仓储和邮政业	
14	国内水上运输公司须由中方控股。
15	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。
16	通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
17	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。
18	禁止投资空中交通管制。
19	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业	
20	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。

21	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
八、金融业	
22	证券公司的外资股比不超过51%，证券投资基金管理公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
23	期货公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
24	寿险公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
九、租赁和商务服务业	
25	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。
26	市场调查限于合资、合作，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
27	禁止投资社会调查。
十、科学研究和技术服务业	
28	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
29	禁止投资人文社会科学研究机构。
30	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。
十一、教育	
31	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。
32	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
十二、卫生和社会工作	
33	医疗机构限于合资、合作。
十三、文化、体育和娱乐业	
34	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。
35	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。
36	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。
37	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。
38	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。
39	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。
40	禁止投资文艺表演团体。

**中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部令
第 26 号**

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2019年7月30日起施行。2018年6月30日国家发展和改革委员会、商务部发布的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰

商务部部长：钟山

2019年6月30日

**自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2019年版）
说明**

- 一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、境外投资者不得投资《自贸试验区负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股比要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。
- 六、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。
- 七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸

关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。

八、《自贸试验区负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。

自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 (负面清单) (2019年版)

序号	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业	
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
二、采矿业	
4	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。）
三、制造业	
5	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
6	除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020年取消商用车制造外资股比限制。2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
7	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	
8	核电站的建设、经营须由中方控股。
9	城市人口50万以上的城市供排水管网的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业	
10	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
六、交通运输、仓储和邮政业	
11	国内水上运输公司须由中方控股。（且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务；水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。）
12	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。（只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。）
13	通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
14	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。
15	禁止投资空中交通管制。
16	禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业	
17	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推

	广至所有自贸试验区执行。
18	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
八、金融业	
19	证券公司的外资股比不超过51%，证券投资基金管理公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
20	期货公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
21	寿险公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）
九、租赁和商务服务业	
22	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）
23	市场调查限于合资、合作，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
24	禁止投资社会调查。
十、科学研究和技术服务业	
25	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
26	禁止投资人文社会科学研究机构。
27	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。
十一、教育	
28	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业技能培训），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。）
29	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
十二、卫生和社会工作	
30	医疗机构限于合资、合作。
十三、文化、体育和娱乐业	
31	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。）
32	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）
33	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。）
34	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）
35	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。（但经批准，允许中外企业合作摄制电影。）
36	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。（禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构；境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。）
37	文艺表演团体须由中方控股。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。